

●香川県告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成19年3月28日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町陶字定兼	綾歌郡綾川町陶字萱境4308の1から4308の6までの各一部、4327の1の一部、4327の2の一部
------------	--